

○1日あたりの負担限度額

○利用者負担第3段階が①と②に細分化されます。

○入所時と短期入所(ショートステイ)利用時で食費の費用負担額が変わります。

※短期入所サービス(ショートステイ)を利用した場合、食費の負担限度額は()内の金額。

利用者負担段階	居住費						食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室			
			特養 特養ショート	老健・療養等	特養 特養ショート	老健・療養等		
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	0円	300円	
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	430円	390円 (600円)	
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	650円 (1,000円)	
第3段階②	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	1,360円 (1,300円)	
第4段階 (基準額)	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円 ^{※1}	1,445円	

※1 室料を徴収する場合は、令和7年8月以降は697円となります。

- ・ 第4段階の方については、負担軽減はありません。施設との契約額が負担額となります。
- ・ 施設の設定した食費・部屋代が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額の負担となります。
- ・ 限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます。